

江戸川区長 殿

施設等利用費請求書（償還払い用）

私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、江戸川区内に居住していることを江戸川区が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを江戸川区が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を江戸川区が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を江戸川区が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども の 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	印		現住所	電話：		
※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です						

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

認定種別（法第30条の4）	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 在籍する幼稚園等について記入

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等 名 称		(市外の場合のみ記入)	電話：
契約している利用料(何れかにレを記入し金額を記入)※1	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額
		円	<input type="checkbox"/> 時間
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況	<input type="checkbox"/> 期間中在籍	<input type="checkbox"/> 途中入園した	<input type="checkbox"/> 途中退園した
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の口にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※2)

<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する									
金融機関名					預金種目				
銀行・信用金庫					<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座				
支店					口座番号				
農協・信用組合					出張所				
金融機関コード					口座名義(カタカナ)				
店番号									
<input type="checkbox"/> 既に施設等利用費の給付を受けたことがあり、引き続き前回と同じ口座を指定する									
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する【利用する場合は口座情報の記入は不要です】 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳の写しの提出も不要になります。									



※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本区指定の委任状を提出してください。

初回請求時には、通帳またはキャッシュカードのコピーを提出して下さい。

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※3 ※4	月額上限額 (b) ※5	請求額 (aとbを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

- ※3 上記で記入した保育料の支払いを証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※5 月額上限額は31,000円です。※令和5年9月から月額上限額は33,000円です。ただし、月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数がその月の上限額となります。

(片面印刷の場合は記名押印してください。)

請求者

印